

日本放送協会 理事会議事録

(平成30年 7月31日開催分)

平成30年 8月31日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成30年 7月31日(火) 午前9時00分～9時20分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、坂本専務理事、
児野専務理事・技師長、松原理事、荒木理事、黄木理事、菅理事、
中田理事、鈴木理事、松坂理事、今井特別主幹
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ(案) についての意見募集への対応について
- (2) 「電波有効利用成長戦略懇談会 報告書(案)」に対する意見について
- (3) 4K・8K BSデジタル放送サービスの利用契約締結について

2 報告事項

(1) 考査報告

議事経過

1 審議事項

- (1) 総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ(案) についての意見募集への対応について
(経営企画局)

総務省は、平成27年11月に「放送を巡る諸課題に関する検討会」を設置し、28年9月に「新サービスの展開」、「地域に必要な情報流通の確保」、「新たな時代の公共放送」について取りまとめを行い、「第一次取りまとめ」として公表しました。

さらに、その後、同検討会は、「新たな時代の公共放送」、「放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用」、および「衛星放送の未来像」について検討を行い、30年7月に「第二次取りまとめ(案)」を公表し、8月20日まで意見募集を行っています。これに対し、NHKとして意見を提出したいので、審議をお願いします。

「第1部 新たな時代の公共放送」の「第2章 新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性」、「1. 基本的な考え方」についての意見案は次のとおりです。

「NHKが要望してきた『常時同時配信』の実施について、『一定の合理性、妥当性がある』と認められたことについては、重く受け止め、引き続き国民・視聴者の理解を得ながら準備を進めていきます。

NHKは公共放送として自主自律を堅持し、視聴者のみなさまからいただいた受信料で成り立っていることの重みを十分に認識しつつ、放送と通信の融合時代においても、信頼される『情報の社会的基盤』としての役割をしっかりと果たすべく、取り組みを進めていきます。」

「第2部(1) 放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用」の「第7章 放送用周波数の有効活用に向けて<短期的な取組>」、「1. 更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の「(1) 地上放送」についての意見案は次のとおりです。

「ホワイトスペースの利用拡大や放送用周波数の更なる有効活用に向けた共用条件検討等においては、視聴者サービス低下や緊急災害報道へ

の支障が発生せぬよう、無線システムの運用特性や社会的役割、求められる品質・信頼性も考慮すると共に、実測調査や受信機性能調査、各種技術試験の成果等も踏まえた十分な検討が不可欠と考えます。

また様々な帯域で周波数共有が複雑化していく場合、第三者機関による運用調整スキームや電波監理体制の強化、混信発生時の通報・管理体制の構築等も合わせて検討することが重要と考えます。」

「(2) 衛星放送」についての意見案は次のとおりです。

「BS放送の認定や更新に際して、『帯域の有効活用』の『検証基準』を新たに整備しその基準に基づき審査が行われる場合には、放送事業者の『放送番組編集の自由』に十分留意し、放送事業者の自主自律を実質的に損なうことのないよう要望します。」

「第2部(2)衛星放送の未来像」の「3. 効率的利用の観点からの右旋帯域の有効活用」、「(2) 有効活用の検証の基準」についての意見案は次のとおりです。

「BS右旋帯域の有効活用の検証基準として、CS放送と同等の一律12スロットを求めることは適当ではないとすることに賛同します。

マルチ編成やデータ放送、フルHD解像度、階層変調等のBS放送のサービスの多様性やビジネスモデル、さらにフレーム/フィールド構造適応符号化方式による画質改善努力等も十分に考慮した総合的見地から、周波数有効活用の検証基準が検討されることが必要と考えます。」

「(4) 帯域の再編成」についての意見案は次のとおりです。

「衛星放送の帯域再編は、視聴者への影響を最小限とすることが極めて重要と考えます。

そのため、実施にあたっては放送事業者、受信機メーカー、CATV業界、アップリンク事業者、総務省等の関係機関が連携して事前検証実験や再編手順の検討を行い、周知広報や視聴者対応を確実に実施できる体制構築が不可欠と考えます。

またこれらの作業には長い時間と労力、コストも要することから行政による主導並びに経費支援措置等の実施が必要であると考えます。」

「4. 利用促進の観点からの左旋帯域の有効活用」の「(1) 基本的な考え方」についての意見案は次のとおりです。

「NHKでは国やAPABと連携し、左旋受信方法やBS-IF漏洩対策に関する全国講習会の開催（電器店、電気工事業者、マンション

管理業界等を対象) など、左旋普及に向けた様々な取り組みを行っています。左旋受信環境整備には、衛星放送の草創期に関係者が行ったような地道な努力と時間が必要であり、行政においても多様な支援措置を一層強化していくことが重要と考えます。

一方、〈別添〉アクションプラン①では『中間周波数漏洩対策補助事業』は2018～2019の2か年度のみとされており、早期円滑な左旋受信環境整備と周波数有効活用の促進のためにも、補助事業の期間延長や更なる拡大・強化等について強く要望します。」

以上の内容が決定されれば、NHKの意見を総務省に提出します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(2) 「電波有効利用成長戦略懇談会 報告書(案)」に対する意見について

(技術局)

総務省は、平成30年7月9日、「電波有効利用成長戦略懇談会 報告書(案)」において、電波利用の将来像を見据えた公共用周波数の有効利用推進方策の検討結果を示し、8月8日まで意見募集を行っています。これに対し、NHKとして意見を提出したいので、審議をお願いします。

対象とする「項目」と「意見」は次のとおりです。

第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討

1. 周波数割当制度の見直し

(1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み

「周波数利用状況調査の評価にあたっては、単に当該周波数の利用頻度や利用時間の実績だけで評価するのではなく、視聴者への影響や、非常災害時における国民の生命、財産の保護への寄与、公共性等を考慮した上で実施されることを要望します。」

(2) 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設

「周波数移行は、対象となる無線局の種別や局数、運用状況によって、必要な期間や経費も大きく異なります。終了促進措置等の実施にあたっては、これらを考慮し、円滑な移行が担保されることが大前提です。

新たなインセンティブの拡充・創設は、当事者間の調整が複雑化し、

無線局の計画的な運用や移行整備に着手できなくなるなど、結果として周波数移行が遅延する懸念もあり、迅速な移行のためには必ずしも有効とならない可能性があります。以上のことから、今までと同様に、700MHz帯の周波数移行で迅速な移行に実績のある現行の終了促進措置制度の下で周波数移行を進める考え方に賛成です。」

(6) 共用を前提とした割当

「一定の干渉を許容する『周波数共用基準（干渉許容基準）』の策定にあたっては、視聴者へのサービスが低下しないよう、各無線システムの運用特性や社会的役割、求められる品質・信頼性も考慮すると共に、全国の実測調査や受信機性能調査、技術試験の成果等も踏まえた十分な検討が不可欠と考えます。

また、今後、免許不要局の運用拡大や周波数共用が複雑化していく場合に、第三者機関による運用調整スキームや電波監理体制の強化、混信発生時の通報・管理体制の構築が重要と考えます。」

3. 電波利用料制度の見直し

(3) 電波利用料負担の適正化

「ひっ迫帯域の区分見直しや携帯電話の特性係数の適用拡大により、放送事業者をはじめ携帯電話以外の事業者の電波利用料負担の増大が見込まれます。

電波利用料の大幅な増額や頻繁な料額改定は、公共放送としての事業運営に支障を及ぼす恐れもあります。制度の見直しと具体料額の算定にあたっては、放送事業者に過度の負担とならぬよう要望すると共に、電波利用料の用途を無線局免許人全体の受益に真に必要なものに限定し歳出を一定規模に抑制していくことが重要と考えます。」

以上の内容が決定されれば、NHKの意見を総務省に提出します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(3) 4K・8K BSデジタル放送サービスの利用契約締結について (技術局)

4K・8K BSデジタル放送サービスの利用契約締結について、審議をお願いします。

平成30年12月1日から開始する4K・8K本放送の実施にあたり、衛星基幹放送局の提供事業者である株式会社放送衛星システム（以下、「B-SAT」）が提供する「4K・8K BSデジタル放送サービス」について、B-SATとの2者間契約を結ぶこととしたいと思います。

契約の主な内容を説明します。

使用するチャンネルおよびスロット数については、BS17チャンネルの右旋で40スロット、BS14チャンネルの左旋で120スロットです。使用する設備は、4K・8K放送の放送衛星およびアップリンク設備です。利用開始日は、30年12月1日で契約期間は5年間です。

（会 長） ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

（1） 考査報告

平成30年6月25日から30年7月24日までの間に放送した、ニュースと番組について考査した内容を報告します。

この期間に、国内放送番組では、ニュース18項目、番組46本の考査を実施しました。

ニュースの主な項目としては、活発な梅雨前線が停滞して西日本を中心に広い範囲で豪雨となり、11府県に大雨特別警報が発表され、土砂災害や川の氾濫などが相次いで多くの犠牲者が出たこと、オウム真理教の一連の事件で死刑が確定した13人のうち、元代表の麻原彰晃・本名、松本智津夫死刑囚ら教団の元幹部7人に死刑が執行されたこと、労働時間ではなく成果で評価する、高度プロフェッショナル制度の導入が焦点となった働き方改革関連法が参議院本会議で可決し成立したこと、東京オリンピック・パラリンピック開幕まで2年となり、競技スケジュールも決まる中、厳しい暑さや交通機関の混雑への対策が課題となっていることなどがありました。番組では、NHKが入手した、弁護団による麻原彰晃・本名、松本智津夫への接見の記録や元幹部との手紙のやりとりから事件の実像と本質に迫った、NHKスペシャル「オウム 獄中の告白～死刑囚たちが明かした真相～」(7月8日放送)、多角的な映像や被災者の証言から豪雨と被害の実態に迫った、NHKスペシャル「緊急検

証 西日本豪雨“異常気象新時代”命を守るために」(7月12日放送)、町の産婦人科医院を舞台に、看護助手の少女の目線で“命とは何か”を問い、見つめる、ドラマ10「透明なゆりかご(全10回)」の第1回「命のかげら」(総合7月20日放送)、祖国で迫害を受け、救いを求めて来日した外国人たちの現状を取材した、ハートネットTV「外国人とニッポン 故郷を追われて 難民はいま」(Eテレ・7月4日放送)などの番組を考査しました。

また、国際放送では、外国人向けテレビ国際放送「NHKワールド JAPAN」のニュース4項目と番組2本の考査を実施しました。考査したのは、タイ北部の洞窟に閉じ込められていた少年など13人の生存が確認され、全員の救出を伝えた「NEWSLINE」(日本時間7月3・4・6・8・10日放送ほか)や、モンゴルで障害への差別や偏見を取り除き障害者の社会参加を促す「ファシリテーター」を育成している全盲の日本人専門家・照屋江美さんの活動を伝える、「Side by Side “We CAN do more!” Mongolia」(日本時間7月11日放送)などです。

考査の結果、これらの一連のニュース・番組は、放送法、国内番組基準、国際番組基準等に照らし、妥当であったと判断します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成30年 8月28日

会 長 上 田 良 一